

## 今後の所得課税のあり方と資本所得

中里 実

小山理事長 定刻になりましたので、講演会を始めます。

本日の講師は、東京大学教授の中里実先生です。先生には、昨年もこの講演会でお話しいただきましたが、恒例ですので、初めに私から先生の「経歴等を簡単に紹介させていただきます。

先生は、昭和五十三年に東京大学法学部を卒業され、その後一橋大学及び東京大学の助教授を経て、平成九年一月に東京大学教授に就任され、現在に至っておられます。この間、ハーバード・ロースクール客員研究員、UCLAロースクール客員教授、日銀金融研究所客員研究員などの経験を重ねておられます。

先生の専門は租税法で、著書等も多数発表されております。最近のものは、平成十年に『金融取引と

課税——金融革命下の租税法』を、また、昨年十一月には『キャッシュフロー・リスク・課税』をそれぞれ有斐閣からお出しになっており、また、ハーバード大学のラムザイヤー教授と共に著で『Japanese Law: An Economic Approach』という本をシカゴ大学出版会からお出しになっておられます。

先生はまた、政府税制調査会のほか外國為替等審議会、運輸政策審議会、国民生活審議会の各委員として、国の政策形成の場でも活躍しておられます。

本日は、その中里先生に「今後の所得課税のあり方と資本所得」というテーマでお話しいただくこといたしました。「清聴をお願いします。

それでは、よろしくお願ひします。

ご紹介いただきました中里でございます。

週末にニューヨークから帰ってまいりまして、時差調整にちょっととしくじり、少し疲れ切つておりますが、できる限り一生懸命お話しさせていただきます。

きょうは、「今後の所得課税のあり方と資本所得」ということで、株式のキャピタルゲインに対する課税とか資産性の所得に対する課税について、主に所得税、場合によっては法人税が今後どうなっていくかについて簡単なお話をいたしたいと思つております。

まずははじめに、経済活動が日まぐるしく変化していることをお話しし、それから電子商取引が課税にどんなインパクトを与えるか、そして、アメリカで一九九〇年代になってから非常に増殖して、日本でも個人の富裕層を中心に、場合によっては企業もそうですが、課税逃れ商品が非常にア

ります。この理屈が雲をつかむようなところがありますので、その理屈を一たん通してみて流れを見てみましょうということです。

ですから、ここで示すのは一つの理屈であります

すから、それが真実であるというつもりもございませんし、そこから出でてくる結論が正しいというつもりもありません。いろいろな理屈があつて、いろいろな結論があるのでしょう。ただ、今の世の中はどんな主張をするにしても、理屈を通しておかないと、その瞬間説得力が半減してしまうということだと思います。そんなに理屈なんか考えても、経済のことは本当はそれだけで動いているわけではないところもございますから、仕様がないですが、こと税金については、世界のどこを見ても理屈に基づくいろいろな要求が出てくるわけです。これについての一つの理屈の通し方と

いうお話をします。

グレッシブに取引されるようになつておりますが、そういうタックス・シェルターについての話をし、最後に、資産所得に対する所得課税が将来的にどうなっていくのかという四つの大きな枠組みの中でお話をしたいと思います。

税金の話というのは、立場によって結論は正反対になり得るものでございまして、ある人にとっては増税がいいし、ある人にとっては減税がいい。だれにとつても唯一真理なのは、自分の減税と他人の増税がいいという身もふたもない結論になります。そうしますと、他人の増税のことをいふかどうかはともかく、自分は減税がいいというときには理論武装が必要になります。理論なんかどうでもいいという考え方もありますし、それはそれで憲法の定めた法秩序のもとで政治的に決断がなされるならば何ら問題はないんですが、要求ということになりますと、これは理屈の世界になります。

## 一、日まぐるしく変化する 経済活動

経済活動が非常に日まぐるしく変化しているのが私たちだれもが実感しているところでございます。日本においても、それからアメリカにおいてもそうだと思いますが、じく一部の勝ち組と大多数の負け組、それから一定数の本当に負けてしまった人というふうに三極分裂している。じく一部の人は大変に潤っている、多数の人は年収が少し落ちている、一定程度の人は、職を失うとか著しく大変なことになっているといふことがあります。

私の聞いた話ですが、ある人は二十七歳で、一億二千万円のマンションをキャッシュで買いました。直接知っているわけではなく、話を聞いただけ

けで、そんな金持ちの友達はいません。安い物はキャッシュで買うのでしょうけれども、借りずには家を買うのはすごい。普通の人でも、もしかすると百二十万円ぐらいならなんとかなるかもせんが。しかしその人にとってみればその程度は当然だというところがあるわけです。

二週間ほどニューヨークにおりまして、コロンビア大学のロースクールで講義等をしていたわけです。もつとも今「コロンビア大学」というと話の種になってしまふ。コロンビア大学は何も悪いことをしたわけではないのですが、私が「コロンビア大学に行くんだ」といたら、「あははは」と笑われてしましましたが、行ってみると大変立派な大学で、笑うなんてとんでもないというところです。

そのニューヨークの状況を見ますと、ミッドタウンのレストランは予約がいっぱい、入るのは

す。十年前は結構気合いが入ったんですが、今回はそういうこともありませんでした。

シリコンバレーの方はもうとすごいことになっておりまして、投資信託で、401(k)的なものとかその他いろいろあるのでしょうか、ことしだけで五割儲けたとか、もちろんNASDAQが下げましたから、それでかなりの部分を回収されてしまつた人もいるかもしませんが、それでもかなりの水準にいっている状況ですし、不動産価格も一五年ぐらい前に多分二十万ドルしなかつたようなものが今五十万ドルぐらいになっているということです。コンピューターのエンジニアであれば、十万ドルを超す年収が入りますし、今までおんぼろ車に乗っていた人が突然メルセデス・ベンツに乗つてあらわれて、「どうしたんだ」と聞くと、ストックオプションで潤つたということです。

まず無理です。タクシーがなかなかつかまらない。といつても、五分ほど辛抱強く立つていればそのうちつかまるのですが、ミッドタウンの夜のある時刻は、雨でも降ろうものなら全然だめという状況です。日本のように、手を擧げるとタクシーが何台も来るというのとは大変状況が違つております。

ジョン・F・ケネディー・エアポートからコロンビア大学、これはウエストサイドの一一大丁目とか一二〇丁目という丘の上の方にあります。ハーレムを通つて行くわけですが、ハーレムももしかすると日本の高級住宅地より道路などきれいではないかというぐらいでしたし、景気がいいということはこういうことだ、みんなそれなりに余裕に与かって豊かに暮らしているんだなと本当に実感できるわけです。危険を余り感じずにニューヨークで過ごしたのは生まれて初めてのことです

アメリカのストックオプションは、伝統的な会社は下に薄く上に厚い、累進度が高いわけです。が、スタートアップの会社は比較的です。したがつて、スタートアップの会社の下の方は、伝統的な会社の下の方よりも、みんなではありますせんが、うまくいくと大変なキャッシュに入る可能性があるということです。

これは人に聞いた話ですが、私の知り合いが個人の税務申告書の作成を請負う会計士に、「どういう人が儲かっているんだ。能力のあるやつが儲かっているのか、努力しているやつが儲かっているのか」と聞いたたら、「能力も努力も全く関係ない。運のいいやつが儲かっているんだ」という答えが返ってきて、本当にそうだろうなと彼はしお返つていました。そういう状況で、とびきり儲かっている人は単に運がいい、しかしそうでなくとも、みんなそこそこの状況だらうと思

います。

コロンビア大学のロースクールで聞いた話です

と、大学の四年を出て、ロースクールを三年終わって、二十四～二十五才でウォールストリートの弁護士事務所に入った場合の初年度のアソシエートの年収が、今十三万五千ドルから十五万ドルだそうですございます。これは、半年ほど前までは十万ドルちょっとぐらいで、一～二年前までは八万ドルだったのが、こここのところ急激に上昇している。その理由は、一流のロースクールを出た若いアソシエートがシリコンバレーの方に引っ張られて、ウォールストリートで人を引きとめるために十五万ドルをオファーしないと、できる人間を探ることができないそうです。アメリカで十五万ドルというのは相当パワーがある。よくわかりませんが、大統領と余り変わらないぐらいではないかと思います。物すごい状況になつていい

そういうふうに田まぐるしく変化する経済活動の中、法律家の視点から物を見ますと、コンプライアンスの重要性が非常に増大しているということです。コンプライアンスは法とかルールに従つて行動しますということですが、もつといいますと、きれいことを並べるとか屁理屈をつけるというもつと一般的な意味にとらえてもいいと思います。何かをするときには、とにかく理屈をつけて自分の行動を説明できるようにしておかないと、後で責任を問われるということが起こってきているわけです。

これは、法律家にとっては市場拡大のまたない機会かもしれません、日本人にとっては大変にきつい要求ではないかと思います。日本人は大きな悪いことはしない。例えば、康熙、雍正、乾隆というふうに清の十七世紀の黄金時代がありましたが、清王朝の乾隆帝の時代か何かに、日本の総理大臣にあたる人が国庫収入の半分ぐらいを自分のポケットに入れていた。国庫収入の半分を自

るわけです。

そういう変化が急激に起つてきている。また、大統領選挙をにらんで逆振れというか、もうIT関係でもそんなに儲からないと投資家が判断した瞬間、ガクッとなるということもあるのかも知れませんし、必ずしも先は読めませんが、きっとまたことし中に田まぐるしい変化があるのだろうと思います。

どんな田まぐるしい変化があつても、日本がその余波を受けてすごくいい状況になることは余りない。アメリカが崩れれば日本は崩れるということでしょうか、せっかく立ち直ってきて二万円を回復した株価も、またぞろどうなるかちょっとわからないというところにいくのかも知れません。

こういうふうに田まぐるしく変化する経済活動の中、法律家の視点から物を見ますと、コン

分のものにしてしまつて、皇帝が気づかないとうのもよくわからない話ですが、そのぐらいスケールでのかい悪者は世界史上にいるのです。日本には恐らくそういう人はいない。

私たちにとってコンプライアンスといつても、それはちんまりした話です。外国が不まじめといふわけではありませんが、我々はスケールが小さいのかどうか、余りそんなことをいわなくともまじめに行動するところがあります。それでもその小さいところで後ろから刺されるということが起こりますので、コンプライアンスの重要性は非常に増大しているわけです。

監査法人の新規採用は今大変にアグレッシブに行われております、言い方が難しいのですが、監査法人は儲かって仕方がない時期のようです。新規のリクルートで血眼になつてている状況です。コンプライアンスが重要なこと

です。それから、弁護士の需要もふえてきていますし、そのニーズも高まっています。会社でも、法務等を含めたコンプライアンスの部門が相対的に伸びてきている、地位を高めつつあるといえるのではないかと思います。

例えば、都知事が銀行に対して外形標準で課税するということをアナウンスされました。私の専門の立場からいって、これは違法だらうと思っておりますが、そうではないと考えている方もいるわけで、どちらが正しいかわかりません。そのことは置いておいて、「違法だという可能性があり、かなり問題がある」というアナウンスメントを政府がわざわざ出したわけです。そういうものに唯々諾々と従つて税金を払いますと、株主代表訴訟のおそれもあるということですから、これはうかつに取締役なぞになつたら大変なことではないかということです。コンプライアンスの発想で

もつて自分の身を固めていくことが出てきているということでしょう。  
日まぐるしい変化の中で生き残るために、理論武装しておくことが必要だということは、一般論として考えれば、これはいかなる場合にも当てはまることがあります。租税制度の改革を要求する場合にも、理屈を通して要求しないと通らない。これはコンプライアンスというのとはちょっと違いますが、発想として見れば同じことで、一応理屈を通した者が、勝つかどうかわかりませんが、かなり有利な立場に立つということだろうと思います。

もう一つは、情報関連技術（IT）の変化で、これは日進月歩で、私たちが想像もつかなかつたようななんでもないことが次から次へと起こっているわけです。そのことが単なるコンピューターの技術革新でとどまれば、それはそれでエンジニア

アの方の問題ですが、経済活動に直接の影響を及ぼす、法律制度に直接の影響を及ぼす、あるいは租税制度に直接の影響を及ぼす、あるいは現実に起こつてきているわけです。特に情報関連技術と金融——ここでいう金融は、直接金融も含めた広い意味のお金にかかる話ですが——は、今私たちが目の前に見ているよりもさらに密接に関連していく、もつといいますと、両者が同一化することもあり得るわけです。

情報関連産業は、情報の仲介をしたり、情報を売つたりして身過ぎ世過ぎをしているわけです。が、証券会社も含めた広い意味の金融機関は何をしているかと、家計の資金を企業に流し、またそのリターンを返すことをしているわけで、家計と企業の間の資金需要をつないでいるわけです。

これをもうちょっと別な見方をしますと、家計

の中でだれが幾ら持つてゐるかという情報を手に入れ、企業の中でだれが幾ら欲しがつてゐるかという情報を手に入れ、両者をつなぐということでしから、これは情報産業です。金融、証券が情報産業となるのは当たり前のことで、そうすると、金融、証券と情報関係の会社は全く同じ業界だと見なされる時期が来るのかもしれません。

もちろん電話線や光ケーブルを張つて情報を流す情報の仲介業者はNTTのようなどころが残ると思いますが、そこにどんな情報を流すかという、情報の通信網を使って何かをするような第二種の通信業者と金融機関は全く同じことをする時代が来ているのだろうと思います。それはもう現実のものとなつてあらわれているわけですが、今よりももっと進む。どちらがどちらをのみ込むかというのは企業次第、あるいは、そもそもあの会社がこちらをのみ込んだということさえ意味を失

う時代も来るのかもしれません。というのは、しょせんは人だ、今まで情報関係の会社にいた人が次の年には金融機関にいたり、あるいは逆にと

いうことが起こってくれば、勝ち負けは会社規模で起こるのではなくて、個人レベルで起こるということなのかもしれないですね。これはちょっととわかりませんけれども、大変なことが起こってきているわけです。

課税はそのような社会経済活動の変化に対応して変わっていくものです。なぜなら課税は経済活動に着目して行われるものだから、経済活動が変化すれば課税が影響を受けるのはこれまた必然的なことだと思います。経済活動が情報化すれば、当然課税のシステムも情報を取り入れて制度構築をしていかなければいけないということも極めて当たり前のことで、そこには何の不思議もないわけでござります。

くても、家の机の上のコンピューターの端末からキャッシュカードにかかる別のICカードか何かにチャージすることによって出向かなくてもできるということが起こってきているということです。

これは十年前には想像もつかなかつたようなことです。例えば、私がニューヨークで大学の用意してくれたアパートに住む。そして、電話線そのまま自分のコンピューターのカードにつなげる。そして、ローミングをやります。つまり、私が日本で契約しているプロバイダーと提携しているニューヨークのプロバイダーの電話番号をあらかじめ調べていって、そこに電話をかける。そうすると、ニューヨークのプロバイダーと契約していないなくても、契約している日本のプロバイダーの延長線上でアメリカでインターネットにアクセスできます。

今お話ししたことは、経済活動が目まぐるしく変化しているけれども、背後には情報の話がある、しかし私たちが思っている以上にそれは深刻な話だということで、それが課税にどういうインパクトを及ぼすかが、次のテーマでござります。実はこの問題が、資産所得あるいは資本所得に対する所得課税のあり方と一番密接な関係を持つているわけであります。電子商取引というと、インターネットを使ってどうのとか、そういうものとして矮小化してどうえではいけないわけで、世の中全体が変わっていく。今まで銀行に出かけていかないとキャッシュカードを使えなかつたわけですが、これからは別に銀行に出かけていかな

そして、日本の電子メールを読み、返事をすることができるわけですから、一日のうち一時間ぐらいは必ずその種のことと時間を使わざるを得ない。そうすると、仕事の話、愚痴とか学生からの質問とかすべて来て、日本にいるのと全く同じような状況で私はそれに答えることができるわけですから、こういう状況が課税に影響を及ぼさないはずがないだろうと思ひます。

インターネットなんて特殊なことでも何でもない、単純にコンピューターに電話線をつないで、今までやつてきたことが出かけなくともできるようになるというただそれだけのことですから、特別に考えることはないんですが、出かけなくともできることの経済的意味は物すごく大きい。それから、暗号技術を使って、秘密も相当保てる形ができるわけです。

秘密の情報を送るときに暗号も何もないときは

## 一、電子商取引の課税へのインパクト

どうしたらいいかというと、送りたいものを三つなら三つ、四つなら四つに分けて、その数の電子メールで送れば大丈夫ですね。例えば、キャッシュカードの暗証番号を送るときに、今年は「〇〇〇〇」ですから「一〇〇〇〇」だとすると、第一けたということで一通の電子メールで「一」を送り、第二けたということで「〇」を送り、第三けたということで「〇」を送り、第四けたということで「〇」を送れば、一人の人間が四つ全部見て、この人の暗証番号は「一〇〇〇〇」となる確率は現実ゼロに近いですから、実は頭の使い方で暗号技術を使わなくともいろいろできるのでしょう。また、ハッカーも貧乏人の情報を盗んだってしようがないですから、もつと金持ちのところをねらうんでしょう。そういう意味では安全なのかもしれないですが、いろいろなことが行えます。

この電子商取引が課税にどういうインパクトを与えるかが、今のが進国の大蔵省主税局あるいは国税庁の最大の関心事です。今これだけを議論しているわけではありませんが、これが議論の大半を占めるといって間違いないわけです。OECDに出かけても、アメリカに行つても、EUに行つても、どこに行つても電子商取引で課税がどうなるということを議論しているわけです。

この点に関する結論は単純なものでございまして、課税は難しくなるということです。これはどうにもならないわけで、電子商取引の時代に課税は今までどおり確保されるという楽観的な予想をしている課税当局の人間はほとんどないわけです。どうしていいのかわからない。そのときに、税金を逃れやすい所得と逃れにくい所得、税金を逃れやすい取引と逃れにくい取引はきっちりと分かれています。

かれるわけです。実はこれが問題でござります。逃れやすい取引は何かといったら、金融取引であり、そこから生じる資産所得、資本所得は課税を非常に逃れやすいということになります。他方で、逃れにくい取引もありまして、例えば、魚屋で魚を買うとか、アパートの家賃を払うとか、会社から給料をもらうという日常的な基本的なことについては、幾らインターネットの時代とはいっても税金を逃れることは難しいわけです。そうすると、所得課税が課税しにくいものと課税しやすいものに二極分化する時代が来て、将来的にはすべて逃れやすくなってしまうのかもしれません。が、今の段階ではとにかく二極分裂です。この二極分裂が大変なインパクトを生ずるわけです。

そこでいわれていることは、「税金が逃れやすくなりますよ。各国の課税当局の皆さん、平気ですか」ということです。どういう取引で税金が逃れやすくなるかといえば、それは明らかで、金融取引も情報関連の取引だと考へると、情報関連の取引が税金を逃れやすくなる。さあどうするかということが突きつけられるわけでござります。

数年前に「ディスアピアリング・タクシズ（消え行く租税）」というタイトルの「エコノミスト」の記事があつたのですけれども、この一

月二九日号の特集記事に「バニッシング・タックスペイラー（消滅する納税者）」というさらに衝撃的な記事が出ました。数年前の「ディスアピアリング・タクシズ」の方は三ページか四ページぐらいの記事だったのですが、今度の「バニッシング・タックスペイラー」は特集記事ですから、十四五ページあるすごくレベルの高い、迫力のある分析です。

そこでいわれていることは、「税金が逃れやすくなりますよ。各国の課税当局の皆さん、平気ですか」ということです。どういう取引で税金が逃れやすくなるかといえば、それは明らかで、金融取引も情報関連の取引だと考へると、情報関連の取引が税金を逃れやすくなる。さあどうするかということが突きつけられるわけでござります。

残念ですが、しかし突きつけられても何ら答えはないわけです。数年前の「ディスアピアリング

・タクシズ」という記事では、取れる税金は三つだけだと書いてあつたのです。一つは不動産にかかる税金で、不動産はどこにあるかはつきりわかるから、これに対する税金は取れる。それから、必需品に対する消費税で、必需品は身近なところで小口で買ったり売ったりするものですから、これに対して消費税をかけることはそれほど難しいことではない。三つ目は賃金所得で、これは会社から直接払われるので、幾ら何でも一定程度かなりの正確さで捕捉はできるだろう。そして、あと情報金融関係の所得は取れなくなるということです。

「バニッシング・タックスペイヤー」の記事の方でも、その方向性は基本的に踏襲されていて、これは私たち専門家でなくとも、だれが考へてもそういうことだらうと思います。このことを軽んじて考へると、日本の租税制度だけでなく、先進

諸国の中税制度はもたなくなる。

O E C D 等で電子商取引の議論を必死になつてお話ししたいと思います。非常に難駁な話で恐縮ですが、私の専門はここですので、こここの話を

現在、そのシャウプ博士が理想とされた所得課税中心の租税体系は危なくなりつつある。今すぐに危なくなることはないと思いますが、将来的にそう明るいものではないというところまで来てしまっていることが深刻な事態です。これは、執行の強化では追いつけない話です。課税庁の人員をふやして執行を強化すれば何とかなるのかといいますと、必ずしもそうではない。それは、金融取引が課税を逃れやすくなっているという事実を利用し、課税逃れ商品をアグレッシブに販売する人々が出てきているからです。

### 三、タックス・シェルターの急増

次に、「タックス・シェルターの急増」についてお話ししたいと思います。非常に難駁な話で恐縮ですが、私の専門はここですので、こここの話を

今まででは所得課税ができた。申告納税制度がなぜ可能だったか、それは調査ができたからです。皆さんのが申告をする、その申告に誤りがあった場合に、課税庁は、もちろん難しい場合もありますが、多くの場合に調査をすることができ、徹底的に隠すことはなかなか難しかった。したがって、申告納税制度に基づく所得税、法人税という制度がこの五十年間もつてきたわけです。

ところが、シャウプ博士のお亡くなりになつた

し出すと幾らでもやることがあります。今回も、ニューヨークで講義のない時間は専らこの調査をしていたわけです。

今アメリカのロースクールの一二十代あるいは三十代の若手の教授は、みんなファイナンスの課税の専門家です。ハーバード大学の、年を聞いたことがありませんからわからせんが、非常に若いダイアナ・リングという女性は、デリバティブ等の専門家です。シカゴ大学のロースクールでは、ワイスバックというやはり若い教授がデリバティブ等の専門家です。それから、コロンビア大学のデビット・シザーという三十ちょっとぐらいの方は、デリバティブ及びストラクチャード・ノーツ(仕組み債)の専門家です。

私の今の専らの関心事は、日本では「E B (エクスエンジャブル・ボンズ)」と呼んでいる他社株転換権つき債券、あるいは一般的には「他社

「株転換社債」と呼んでいるのでしょうか、アメリカでは、「DECOS（デット・エクスチェンジャブル・フォア・コモン・ストック）」普通株に転換可能な債務証書と呼ばれているものです。実はDECOSはある会社の登録商標ですが、結構有名な言葉になっているみたいで、日本のようにEBとは余り呼ばないようです。

この課税について、ことしの一月にニューヨーク州のバー・アソシエーションのタックスコミティーで会議をやって、どうやって課税をするかという幾つかの議論をしているのです。私も他社株転換社債についてどうやって課税したらいいのかということについてずっと勉強してきているわけですから、まさにシザー教授とは専門がドンピシャリに合っているわけです。唯一の差は、シザー教授はまだ三十ちょっと、私は彼よりも十才以上、一回り上ということで、年齢の差があります。

つくり、証取法上の開示規制をし、税金がかからないように仕組む人間がいなければ、商品は売れないのです。エンジニアの方がどんなに頑張ってもそれは分業ですから、いつかは我々の手に来る。我々法律家の手を経ないで金融商品を売ることはあり得ない。なぜなら、金融商品は法律によってつくり出されたものですから当たり前のことです。

そういう世界になってきておりまして、法律家がそれに興味を持つことは非常に重要です。金融工学の技術がいかに進んでいても、金融工学でできることはある程度までされてしまっているわけで、これからは金融工学上の知見を使って、どういう法律上のストラクチャーをつくるかというのが一番のポイントになってきているだらうと思います。

その中で、ファイナンスの理屈を使ってすべき

ですが、ファイナンスの専門家が一流どころのロースクールの助教授になり、若手の教授のポストを占めていることは、それが課税問題として一番重要なことを意味するわけです。

その中で最も重要なのは、オプションはこう課税しますというような仕組みの話は、もちろん難しいのですが、決めてしまえば済む話で、問題は、それを使って何をするかということです。例えば、野口悠紀雄教授が東京大学の先端研に金融工学センターをつくっておられます。そこでは、オプションの価格づけをどうしたらいかといつたファイナンシャル・エンジニアリングの話をされているのでしょう。

しかし、ファイナンシャル・エンジニアリングの話をどんなに一生懸命やっても、商品にはなりません。当たり前ですが、それを法律の制度のつとった形でドキュメンテーションし、契約を

ことは幾つもあるのですが、結じていえば、規制逃れのためにファイナンス商品を使うというのは非常にオーソドックスです。例えば、飛ばしのためにファイナンス商品を使うのは非常に便利です。わかりにくい形で飛ばしをすることができるので、ファイナンス商品を使って飛ばしをすれば、はたからなかなかわからないような形でできないこともない。あそこは経営状況が悪いということはすぐわかつてしまいますがから、そういう意味では難しいのですが、帳簿上の数字だけはきれいにすることはできないわけではないということでしょうね。

これは開示規制を逃れるためにファイナンス商品を使う例ですが、もう一つ重要なのが、税金を逃れるためにファイナンス商品を使うことが非常に多いわけです。レーガン大統領の任期中のアメリカで、タックス・シェルターというのが非常に

盛んだったわけですが、一九八〇年代初めのタックス・シェルターは、お金持の個人納税者が税金を安くするために借金をして支払い利子の控除を得ながら、この借金を非課税所得をもたらす資産に投資する、すなわち支払い利子で課税所得を圧縮し、借金で非課税所得を得るわけですから、結果的には課税所得を非課税所得に転換することができるという形で、個人向けのタックス・シェルターというのが、八〇年代は大はやりだったわけです。

レーガン大統領の第一期はこれが爆発的にふえて、金持ちは税金を支払っていないという状況にまでいってしまいました。それでは困るというので、アメリカでは一九八六年改正というのが行われて、課税ベースを広げて税率を引き下げるという税制改正がなされたのです。

日本でも、課税ベースを広げて税率を引き下げ

#### 今後の所得課税のあり方と資本所得

るという税制改正はなされていますが、これはそもそもなぜなされたか、根本まで突き詰めますと、アメリカの一九八〇年代初めの個人向けのタックス・シェルターの増大によって、課税逃れが横行するのだったら、控除は少くしよう、そのかわり税率は下げるということでアメリカが対応したことが、波及効果として今の日本の個人所得税制にまで及んないと考えることができます。一九九〇年代になると、今度はアメリカではコーポレート・タックス・シェルターが盛んになり、法人が利用する非常に複雑な課税逃れ商品が大々的に取引されるようになってきた。このコーポレート・タックス・シェルターの急増が一九九〇年代のアメリカの租税法を象徴する出来事だといつていいわけです。偶然にそうなったわけではありませんで、そこではファイナンスの技術が非常に活発に利用されています。

例えば、人為的な損失をつくり出して利益を関連会社に移してしまうことができます。仕組み自体は非常に簡単です。儲かっている黒字の会社に人為的な損失をつくり出し、利益はケイマンなどこかの関連会社に移っているというのが基本的な仕組みです。あるいは年度帰属を利用するもので、当期には人為的に損失をつくり出し、将来に利益が出てくるようにする、課税の繰り延べです。当期から将来に課税を繰り延べると、自分の会社から関連会社に利益をつかえるのと、やっていることは全く同じで、どちらも今の自分の税金を減らしているということです。

仕組みはこれだけです。しかし、それをどういうストラクチャーでやるかがタックス・ロイヤーの腕の見せどころです。さまざまな商品が売り出されました。日本で売り出されたのは、コーポレートではありませんで、個人向けのものですが、

タックス・シェルターは、お金持の個人納税者が税金を安くするために借金をして支払い利子の控除を得ながら、この借金を非課税所得をもたらす資産に投資する、すなわち支払い利子で課税所得を圧縮し、借金で非課税所得を得るわけですから、結果的には課税所得を非課税所得に転換することができるという形で、個人向けのタックス・シェルターというのが、八〇年代は大はやりだったわけです。

レーガン大統領の第一期はこれが爆発的にふえて、金持ちは税金を支払っていないという状況にまでいきました。それでは困るというので、アメリカでは一九八六年改正というのが行われて、課税ベースを広げて税率を引き下げるという税制改正がなされたのです。

日本でも、課税ベースを広げて税率を引き下げ

いう話を聞きました。

それから、人為的につくり出された損失は、真っ当な事業活動から出でた利益との損益通算を否定される。つまり、人為的につくられた損失は閉じ込められてしまう。例えば、デリバティブ取引によって生じた損失は、デリバティブ取引によって生じた利益としか相殺できないような、法人税の中に所得分類を設けるような制度が、アメリカでは一定程度存在するわけです。このように、いろいろな対応がなされてきている。

しかし、常に対応は後手です。なぜかというと、アメリカの内国歳入庁にも日本の国税庁にも、課税逃れ商品を開発する部局はないのです。もし、内国歳入庁や国税庁に課税逃れ商品を開発する部局があれば、納税者よりも先に開発して、こういうのはだめだというふうに制度をつくればいいわけですけれども、これは通常ない。常に納

うことなのです。つぶすことが開発者に利益を与えるということです。つぶさないわけにもいかない、しばらくほつたらかしていいかというと、そういうわけにもいかないところが辛いところなのかもしれません。

アメリカで最近考えられているのが、そういう課税逃れ商品を開発した者に対して、課税処分を受けた納税者が損害賠償請求を起こすという動きです。これは日本でも幾つか動きが現実にあります。しかし、これからも多分出てくるでしょう。「課税逃れ商品」というと悪いことのようですが、少くとも法的には、別に悪いことではありません。堂々と売ればいいのです。ただ、しくじったときのリスクをだれが負うかということについて、コンプライアンスをきちんととしておかないと大変なことになるだけの話です。

税者が先につくって、しばらくたってから、内国歳入庁あるいは国税庁の方に情報が行くわけです。

しかし不思議なもので、タックス・シェルターを開発する人間からみると、情報が内国歳入庁や国税庁にいつかはいつでももらわないと困るのであります。永遠にそのタックス・シェルターがつぶされないとなりますと、みんながまねをしますから、開発した人にメリットはなくなってしまいます。

だから、開発して半年から一年の間につぶされるのが一番理想的です。そうでなければ、新商品が次々と売れないのであります。アメリカの内国歳入庁はこの理想的なパターンを今踏襲していまして、しっかりと開発して、ぱっと売って、半年なり一年たつとちゃんとつぶされるわけで、何か内部で意思疎通があるのでないかというぐらい見事なまでの連係プレーで、両方の顔が立っているのですが、課税逃れの問題は全然解決されていないと

逃れ商品」という言葉を使っておりますが、課税逃れは別に脱税ではありませんから犯罪ではありません。この課税逃れ商品を開発する場合には、しかるべきオピニオンをとつておいて、相手方の同意も得て売るわけです。後でつぶされても、更正処分を受けても、何の文句もいいませんというふうに一筆とつて売ったりするわけが、しかし、なかなかどうしてこれが通用しないのです。

課税逃れ商品を開発できる人はごく特殊な人です。その世界に相当入れ込んだ人しか開発できなさい。しかも、日本だけで開発することはおよそ不可能です。国内で閉じたタックス・シェルターなど、大体そんな立派なものをつくるのは難しいわけです。そういうものは、あるかもしれません。が、私は余り見たことがありません。一番いいのは、例えばケイマンを使い、スイス、オランダを使いというふうにネットワークで大きなストラク

チヤーを組んで、一部分を発見されても全体は絶対わからないように仕組むということが基本だろうと思いませんから、日本人だけで開発するというわけにはなかなかないのです。

だから、今まで開発者は安心して売っています。アメリカで古くなつたセコハンを日本で売るということも現実に行われていた。アメリカで否認された商品を日本で売るということも現実にあつた。どこがやつては申しませんが、わかります。イギリスでもだめ、アメリカでもだめだから、日本でついに売りに出したというのが現実にありました。そのような場合に、今までは国税庁が手を出せないような状況だったのが、手も足も出すようになつてきました。

一番最初に出てきたのが大阪地方裁判所の事件です。これはフィルムリースに対する判決で、要するに、納税者であるあなたは映画フィルムを実

際には買つていらないから減価償却はできないといふことでつぶしたもののです。確かにあなたは映画フィルムを買った、しかし課税上げしからぬから課税するという実質課税ではありませんで、あなたは買つていないんだ、映画フィルムを持っていないのに減価償却ができるわけがないということで、民法上つぶしてしまつたわけです。事実認定は裁判官の専権ですから、裁判官がそう思つたらそこまでして、勝てないのです。

つぶされた納税者はどうするかというと、節税商品に多額の報酬を払つて、節税にならなかつたら怒りますから、これは開発者を訴えて損害賠償請求するのが一番いいわけとして、そういうことをけしかけるというと失礼ですが、そういう弁護士の方も当然出てくるわけです。

その場合に、一筆とつてあるから、あなた、損害賠償請求できませんよといつても通らないそう

です。商法の先生に聞いたら、これは消費者保護法の世界だということです。ここでいう消費者といふのは、課税逃れ商品の消費者で、よくわかりませんが、課税逃れ商品の消費者は素人である、

開発しているのはニューヨーク等で玄人中の玄人だ、玄人が素人に難しいものを売つて、責任逃れ条項があるからといって責任は問いませんというのでは、日本の民法は民法でなくなつてしまつといふことで、消費者保護法の見地から損害賠償請求をくらうことになるそうです。

それでは、損害賠償請求を起こせない人とはだれかといいますと、たとえば、一流企業の経理担当者で、それが取引の相手方になると、過失相殺ということで、損害賠償をできたとしても、ごく

ちょっととしかお金を取れない。ですから、課税逃れ商品を買うときにはできるだけ素人の人を行つて取引させる、間違つても経理担当者が行つて

#### 四、所得課税の将来

今後の所得課税のあり方と資本所得

このような状況の中で、所得課税の将来はどう

はいけない。公認会計士の資格のある人が行つたりしたら、絶対だめです、おまえも知つてはすじやないかといわれてしまします。

そんなふうに、課税逃れ商品も今までのようにな直には販売できなくなつてしまつた。これは、飛ばしの商品を今までのようにな直に販売できなくなつたのと全く軌を一にするわけですから、コンプライアンスの発想はこういうところにも押し寄せてはいるわけです。だからといって、課税逃れ商品や飛ばし商品がなくなるかといったら、これはずなりません。もう少し複雑にすればいろいろな方法がありますから、それをやるだらうと思ひます。

— 22 —

なるのかということです。私は大した将来像を描いているわけでもありませんが、所得課税は地位を相対的に低下させるだらうということはほぼ確実なことのように思います。短期的にはどうかわかりませんが、中長期的にはそなざるを得ないようと思われるわけです。これは課税当局からしてみれば大変に大きな打撃です。しかし、仕様がないことです。現実に近年の日本の所得税、法人税の歴史を振り返ってみると、税率がどんどん下がり、税収もどんどん落ち込んできたことに気づくはずです。これは景気が悪いから減税したと言つともできますが、取れなくなつたから税率を下げたんだという言い方もできるのかもせん。

そうすると、課税当局はだんだん別の税金の方に重点をシフトしていく。例えば外形標準課税などというのはそのいい例かもしれません。経費と

号制度を逃れればいいわけですから、それはそんなに難しいことではない。

よくしたことに、税金を逃れようとする納税者に非常に便利なように世の中はできているわけです。どういうことかというと、世の中には国境があるということです。国境があるがゆえに、課税庁はどうにもならない。国境をなくすわけにはいかないわけですから、そうするとなかなか難しいということで、根幹となる税目がだんだん変わっていくだろう。外形標準的なものあるいは消費税的なものに変わっていくだらうということは、想像に難くないわけです。外形標準といつても、あの事業税の外形標準に賛成とか反対ということを私は申し上げているのではなくて、引く項目の少ないものに変わっていくということです。

引く項目が少ないのは、何といっても消費税ですか。売り上げから仕入れしか引けないわけですか

して落とすものを落とせなくしてしまえば、税金は取れる。確かにそうです、マイナスをしなければ常にプラスですから、税金を取れるという、一つの非常に象徴的な方向です。消費税も、控除というか引けるのは仕入れだけですから、そういう意味では全く同じです。外形標準と何ら変わらないわけですので、そういう方向に重点がシフトしていく。

ITと金融の結合によって、金融取引の課税はとにかくどんどん困難になつていくということです、これはどんなに優秀な人が租税制度をつくり、どんなに優秀な人がその租税制度を具体的に執行しても、優秀さの問題ではありませんから、パワーの問題からいふと、納税者の逃れる力の方が強い時代に来ているというふうにいわざるを得ないわけです。納税者番号制度を導入しても、結論はそんなに変わらないことでしょう。納税者番

ら、そういうものに変わっていく。また、固定資産税は引くものはないでしょう。これは強いであります。引くもののない税金の代表は固定資産税です。それから、ほかにもいろんなものがあるでしょうが、そういう税目がだんだん地位を増大させていく。

しかし、そこから上がる税収はそんなに期待できないとすれば、政府は役割を縮小させざるを得ないということがどうしても出てくるだらう。もちろん、国でも、地方公共団体でも黙つてはいませんで、執行の強化を行います。例えば、情報報申告等を強化する。普通、払うべき税金の額を申告することを「申告」と呼んでいるのですが、ほかにもインフォメーション・リターンというのがアメリカにございまして、情報申告がなされます。

例えば、支払調書を税務署に提出するのも情報

申告の代表ですし、扶養家族の一覧表を税務署に提出するのも情報申告の象徴的なものですが、この情報申告が今よりもだんだん広がっていくはずです。その納税者について集まつた情報を統一的に管理するために納税者番号が必要になつてくる。納税者番号があるからといって、税金が逃れにくくなるかというと、それはそんなものではありませんが、一定程度の歯どめにはなるということなんでしょう。だから、普通の素人の納税者は納税者番号で逃れにくくなつてしまふ。玄人の納税者というのも変ですが、どういうことかよくわかりませんが、そういう人は逃れやすくなる。貧富の差がますます激しくなるのかもしれません。

罰則は強化される。罰則を強化すれば税金を逃れようとする人は少なくなるんだというふうに応は考えられるんですが、さて本当にそのとおりになるかどうかはちょっとわかりません。罰則が株式の取引が活発になつて証券会社が儲かるとかそういう話ではなくて、株価が一定水準にいっていなくなるといふことで、波及効果が余りに大きいのです。しかし、一種の公的資金の投入のようない形で株価を安定させることが必要だという理屈は、租税特別措置的にはあり得るだろうとは思いますが、永遠には続かないでしよう。租税制度の体系の世界からそれをやっていくというのは非常に難しい。課税理論として源泉分離課税を守りましようということを眞面目にやればやるほど墓穴を掘るわけで、これはもうそういうものではなく、主張なさるんだつたら単純に主張なさつた方がいいということです。

課税の世界で一番パワフルな説得力のある理屈は身もふたもない理屈なんです。理屈がないほど通りがいい。ちょっとひどい言い方ですけれど

申告の代表ですし、扶養家族の一覧表を税務署に提出するのも情報申告の象徴的なものですが、この情報申告が今よりもだんだん広がっていくはずです。その納税者について集まつた情報を統一的に管理するために納税者番号が必要になつてくる。納税者番号があるからといって、税金が逃れにくくなるかというと、それはそんなものではありませんが、飛ばしの逆をやって人為的に百億円の損失を出し、その百億円と全く同じ額の利益がケイマンの会社につけかえられた場合に、この会社が百億円の損失で自らの利益を消せるという状況は、これからは非常に難しくなるだらうと思います。

実は、以上のことと株式の譲渡益に対する源泉分離課税の話が、もしかすると絡んでくるのかもしれないということです。現実の経済情勢のもので、株式の譲渡益に対する課税を強化するのは、経済政策として恐らく余り望ましいことではないだろう。これは、単純に株価が上がる、下がる、強くなるほど、逃れようという意欲に燃える人も中にはいますから、これは根性の問題なので何ともいえません。

損失の扱いですが、いずれ人為的につくり出された損失は隔離されるようになるという方向性は打ち出されるでしょう。そうすると、例えば会社が、飛ばしの逆をやって人為的に百億円の損失を出し、その百億円と全く同じ額の利益がケイマンの会社につけかえられた場合に、この会社が百億円の損失で自らの利益を消せるという状況は、これからは非常に難しくなるだらうと思います。

も、無理に理屈を通そうとすると、課税理論は非常にデリケートにできていますから、必ずどこかで引っかかります。課税理論なんかどうでもいいんだというような飛ばすことのできる理屈を持つてくれば、それが一番強いわけです。

どんな人たちでも減税要求をするときには、理屈を何か持つてくるのですが、理屈というのは大体デリケートです。おれのところの税金をまけろという話がきれいな理屈で通つてていることはあり得ないわけです。そうすると、その活動の社会的に果たしている役割的重要性、経済的な重要性、波及効果というところから持つていくのは一つ、非常に重要な話で、理屈だけの議論に乗らないで、そうじゃないんだという言い方はあるとは思います。ただそうはいっても、課税ベースがどんどん拡大していく中で、自分のところだけ損しないということはなかなか通りにくくなる。

常に株価を安定させるための特別措置というのを、永遠に守らうということはなかなか通りません。結局は、租税特別措置を守れば何が起こってくるかというと、政府は財政赤字になる、財政赤字が膨らめば金利が上昇する、金利が上昇すれば、経済活動は抑圧されるわけですから、これはもうどっちに行つてもいいことはないわけとして、どっか妥協点を探るということだと思います。

しかし、株価は二万円を超しているといいですね。気持ちが落ちつく。あれが一万九千四百円とかとなると、私は株を取りませんけれども、何か気分が暗くなります。せめて二万円くらい、あるいは「一万」三千円くらいまででもいいでしようけれども、いついてほし。そうすれば、銀行の人も安心していられるし、生命保険会社もつぶれない。ただ、それもとてもいいことなんだと思いますが、どこまでという程度の問題だらうと思いますが、どこまでという程度の問題

それと全く同じことで、金融機関にとって、貸し倒れというのは見込んで貸し付けているわけですから、これは売ったものが返ってくるのと全く同じです。それを否定してしまるのは、金融機関にとっては非常に氣の毒で、論理矛盾なわけです。別の本業でないところで大損をしたら、損失の繰り越しを否定するのはあり得る選択だと思うのですが、金融業の本質からいって、貸し倒れを込みで計算しているわけですから、それはおかしいですね。

都庁では金融取引を多分十分にはわかつておられないでしようから、そういうことまではわからぬだろう。ちょっとといい過ぎかも知れませんが、でもやはり素人でしょうね。自分が玄人だとっているわけではありませんが、ほかにもいろいろな問題があります。お互いに四つに組んで、真っこうからがちんこで争うのはいいことだろ

ですね。だから、ここまでという限界を知った要求というのが重要だと思います。

そして訴訟の増加といいますが、先ほどもお話をしましたが、面と向かって裁判が起ころうな時代が来ている。興長銀が、住専の債権放棄のことで争いました。長銀はおりてしましましたが、興銀はやっています。それから、今度の東京都の外形標準課税についても、実際に訴訟が行われるかどうかわかりませんが、訴訟をやって勝つ可能性は一定程度あるだろうと思います。東京都の方は、うまくできているようで、やはりいろいろな点で理論的に破綻しているところがあるわけです。

一番端的に申しますと、損失の繰り越しを否定している点です。例えば、返品などいうのは売り上げを減らすわけですが、それと同じです。一たん売り上げで立ったものが返ってきたので減らす。

う。どちらもいいたいことをいうのはいいことではないかと思っています。

証券の方も、これは他人事だと思っていては、とんでもないことになります。非常にえらい目に遭う可能性は高いです。

増税で一番いいのは、消費税の増税でしょう。ただそれも程度問題で、消費が冷え込むほど増税をしてもらつてはいけない。法人から取るということは、短期、中期的にはあり得ると思うんですけど、中長期的には、どう考えても消費税の方にシフトしていく、財政支出を減らしていくだらくことしかないと。そうすると、東京都も大変ですし、大蔵省も大変、もちろん企業側も大変で、何かの折り合いのつく形でやっていくということしかないでしょうね。

ただ、金融、証券は所得課税をしにくい分野ですから、大変なメリットを受けているのかもしれ

ません。メリットといつては、脱税しているみた  
いですが、そういうことではなく、相対的に、軽  
課されるのかもしないということです。これは

統計をとつてみるとわかりませんが、理屈から  
いうと、どうもそんな感じはする。これからイン  
ターネットと組み合わせれば、それがもっと激し  
いことになります。そうしますと、比較優位に  
立っている方々がどういうスタンスをとるかに  
よって、世間の攻撃をかわせるし、あるいは逆に  
攻撃を受けることになるというのは、そういう  
ことなのではないかと思っているわけです。

時間があと十分ぐらいございますので、もし御  
質問等ございましたらお受けいたします。まとま  
りのない話で恐縮ですが、お許しいただけたらと  
存じます。

ありがとうございました。(拍手)

### 質疑応答

小山理事長 どうもありがとうございました。そ  
れでは、若干時間がありますので、もうじき質問を  
なさりたい方がございましたら、ご発言ください。

質問 一〇〇一年からの株式の申告分離課税につ  
いて、今の状態ですと実施されそうな見通しなん  
ですが、これについて先生のご意見あるいは予想、  
お考えをちょっとお聞かせ願えればと思います。

中里 三月二十三日でしょうか、カール・シャウ  
ブ博士がお亡くなりになつたというのは象徴的な  
ことではないかと思います。シャウブ勧告五十年  
で、総合課税の夢は、私は見果てぬ夢ではないか  
と思っています。総合課税の看板を全くおろすわ  
けにはいかないのですが、現実的なところとし

て、資産性の所得はある程度別扱いせざるを得な  
いということだろうと思ひます。よくても悪くて  
も、現に利子についてそうしていまし、株式も  
土地もそうですね。これはもう、いいとか悪いとか  
でなくて、逃れやすさ、逃れにくさということとも含  
めて恐らくそういうことなんだろうと思ひます。

総合課税は実際にはなかなか難しい、従つて、  
分離課税が行われる中で申告分離か源泉分離かと  
いう話ですが、両方ともにというのは理屈を通し  
にくいんです。儲かったときには源泉分離で、損  
しあう。確信犯といったら、皆さんの中に理屈を

したら申告分離というのは、これを理論化できる  
ような人がいたら、よほど天才か、多分確信犯で  
しょう。確信犯といったら、皆さんは中に理屈を  
つけている方もいらっしゃるかもしませんから  
失礼ですが、それは無理でしょう。

そうすると、やはりどちらかに一本化すること  
になる。今のような状況からは少し改善せざるを  
ちょっとわかりませんが、あとは政治の問題で

得ない。そのときに、これは難しいところです  
が、税率がどうとか、そういうことに関してはい  
ろいろ議論はあるだらうと思います。利子の場合  
には二〇%で、株式の譲渡益は一六%ですが、  
シャウブ勧告の理屈に従うと、株式の譲渡益は長  
期保有の場合には課税が繰り延べられているんだ  
という言い方です。繰り延べられていたら税率が  
高くなつてもいいのではないかということになつ  
てしまふ。論理的にはそこをどう論破するかで  
す。これは多分できない。

でも郵便貯金だって繰り延べられているんじゃ  
ないかという言い方になると、お互に首を絞め  
るということになります。

時価主義の流れの中では、繰り延べが多いとこ  
ろは税率が高くなるという方向はあり得るので  
す。個人にそれがどこまで適用されるのか、  
ちょっとわかりませんが、あとは政治の問題で

しょう。つまり、課税理論の問題ではなくて、株価がある水準に維持するためにはどこまでどうなんだという政治的判断の話だらうと思います。どちらがいいかといわれても、私は理屈しか知りませんから、理屈からいうと説明しにくいなということしかいえないわけです。

もちろん、私が弁護士であれば、どんな理屈でも立てるのですが、学者が正当化できないものを屁理屈で正当化して世の中に発表しても、「何だといつ、御用学者になつたな」といわれるだけで、説得力が著しく落ちてしましますから、頼んだ方にも意味がないし、書いている方にも意味がないということになってしまいます。

二〇〇一年に申告分離に一本化されるかどうかは、今の状況ではちょっとわかりません。政治状況がこういうふうになってきますと、本当にわからないわけですが、中期的には今までは済ま

進国だけ絞めても必ず穴があくわけです。ケイマンならケイマンには必ず穴があく。それがなくないことはないわけです。どうしてなくならないかというと、それを利用しているのは先進国の企業だからです。つまりなくならないのです。  
タックス・ヘイブン対策税制もありますが、あれを抜けないようだったら玄人をやめた方がいい。それはちょっとといい過ぎでしょうが、しかし簡単ですね。

また、ある種のストラクチャーを使えば、別にそんなに怖がらなくても自分は全くきれいなままでベネフィットを受けるという国際的課税逃れの卸売をする人、あるいは小売をする人が、いっぱいいますから、課税逃れのビジネスが世の中からなくなることはない。

ただ、よほどトレーニングを積まないと、フォローできないのではないか。よそでつぶされたセ

ない。恐らく申告分離だけになるのかなという予想は持っていますが…。

小山理事長 ほかにいらっしゃいますか。

質問 先ほどタックス・シェルターのお話を伺いましたが、いわゆるタックス・ヘブンやオフショアの税制あるいは各国の税務当局の対応、さらにOECD等の議論を踏まえて、具体的にはどういう方向に影響が出てくるのか、もし、先生の予想を承れるようであれば、ぜひお願ひしたい。

中里 OECDの中で、タックス・コンペティションということで課税の引き下げ競争を先進国がやってはまずいということで、カルテルを結ぶという動きがありますが、カルテルというものは破る者が出てくるからカルテルなのであります。ゲームの理論からいえば永続しないということが証明されてしまう。特に小国とかその他のいろいろありますから、各国の主権が別々である以上、先

コハンの商品を押しつけられて、ありがたがって高い金で買っているという状況が、日本企業にもしあつたとしたら、それは恥ずかしいことです。ですから、一番いいのは、若くて生きのいい人間をニューヨーク大学のロースクールのタックスのコースに送って、トレーニングして、鍛えるというのがいいでしょうね。そういう人が何人かいること、多少なりとも違つてくるのではないか。ロースクールに行って遊んでくる留学では困りますから、血へどの出るようなトレーニングをやつたらいいんじゃないかと思います。

小山理事長 それでは、時間になりましたから、このあたりで本日の講演を終わります。

(なかざと みのる・東京大学教授)

(本稿は、平成十二年四月五日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。)